

令和 8 年 2 月 12 日

3D WH OPPORTUNITY MASTER OFC-3D WH

OPPORTUNITY HOLDING 代理人

弁護士 川村 宜志 殿

弁護士 大澤 貴史 殿

弁護士 殿井 健幸 殿

弁護士 甲斐 成輝 殿

弁護士 服部 梓 殿

弁護士 宮城 弥加 殿

東邦ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員長 後藤 千恵

監査等委員 加茂谷 佳明

監査等委員 小谷 秀仁

監査等委員 齋藤 美帆

不提訴理由通知書

冠省 貴職らは 3D WH OPPORTUNITY MASTER OFC-3D WH OPPORTUNITY HOLDING の代理人として、東邦ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）の監査等委員である当職ら宛てに送付した令和 7 年（2025 年）12 月 15 日付「請求書」（以下「本件提訴請求書」といい、同書に記載された請求の内容を「本件提訴請求」といいます。）において、当社の取締役（退任者及びその相続人を含む。）である枝廣弘巳、馬田明、

（以下 16 名を総称して「本件請求対象

者」といい、枝廣弘巳、馬田明、

を併せて「対象取締役等」といいます。）の責任を追及する訴えを提起するよう請求されました。

そこで、当職らは、本件提訴請求に係る責任を追及する訴えを提起するか否かの判断をするため、外部弁護士らの補助を受けながら調査を行った上で、同弁護士らの助言を受けて監査等委員間で慎重に検討を行った結果、本件請求対象者に対して責任を追及する訴えを提起しないとの判断に至りましたので、会社法 847 条 4 項に基づき、以下のとおり通知いたします。

第 1 会社が行った調査の内容

1 調査の概要

本件提訴請求に係る責任を追及する訴えを提起するか否かの判断をする調査（以下「本調査」といいます。）を実施するため、監査等委員会決議により、当社の社外取締役 監査等委員長であり、さくら共同法律事務所弁護士として、企業法務に関する専門的知見を有する後藤千恵監査等委員を、本調査を実施する選定監査等委員に選定しました。また、監査等委員会は、本調査を実施するにあたり、補助者として、当社及び対象取締役等と利害関係のない、独立した法律事務所である中村・角田・松本法律事務所を選任し、調査を実施しました。

2 調査対象事案の特定

本件提訴請求書に記載された調査対象事案は、以下の 2 件です。

- ・東邦薬品株式会社（以下「東邦薬品」といいます。）が、2016 年 6 月上旬頃及び 2018 年 6 月上旬頃に、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「JCHO」といいます。）が発注した医薬品の入札に関して受注調整を行い、2021 年 6 月 30 日に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）違反で有罪判決を受けるとともに、2022 年 3 月 30 日に、公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた事件（以下「JCHO 事件」といいます。）
- ・九州東邦株式会社（以下「九州東邦」といいます。）が、遅くとも 2016 年 6 月 24 日から 2019 年 11 月 27 日までの期間に、独立行政法人国立病院機構（以下「NHO」といいます。）が発注する医薬品の入札に関する受注調整を行い、2023 年 3 月 24 日に、独占禁止法違反で公取委から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた事件（以下「NHO 事件」といいます。）

3 調査の内容及び判断の基礎とした資料

本件提訴請求書につき、当社が判断の基礎として依拠した資料は、以下のとおりです。

- ・JCHO 事件については東邦薬品に対して独占禁止法違反被告事件の有罪判決並びに公取委による排除措置命令及び課徴金納付命令が、NHO 事件については九州東邦に対して公取委による排除措置命令及び課徴金納付命令が出されていることから、両事案の概要については、それらにおいて認定された事実を前提にするとともに、JCHO 事件の独占禁止法違反被告事件の供述調書等も必要に応じて確認しました。
- ・東邦薬品及び九州東邦は、それぞれ JCHO 事件及び NHO 事件について、公取委に対して課徴金の減免申請を行ったことから、両社がその際に公取委に提出した書類も必要に応じて確認しました。
- ・JCHO 事件及び NHO 事件発生当時の当社、東邦薬品及び九州東邦の独占禁止法に関するコンプライアンス体制に関しては、当時の社内規則、組織図、社内報、社内メールチェックシステムの詳細、社内決裁・報告に関する資料、倫理綱領、内部監査資料、取締役会等の各種会議体の議事録や、社内外研修の際に使用された資料等を検討するとともに、当該体制に関する当職らの質問に対する当社担当者の回答を検討しました。
- ・当社が、2003 年 2 月 13 日、公取委から 4658 万円の課徴金納付命令を受けた事件（以下「宮城県カルテル事件」といいます。）を受けて実施した再発防止策に関しては、宮城県カルテル事件以降、JCHO 事件及び NHO 事件が発生するまでの期間における社内研修資料、会議資料、倫理綱領等を検討するとともに、当時のコンプライアンス体制に関する当職らの質問に対する当社担当者の回答を併せて検討しました。
- ・本件提訴請求書に記載された当社の取締役（退任者を含む。）、JCHO 事件及び NHO 事件発生当時の営業担当者等に対するヒアリングを実施しました。

第 2 本件請求対象者の責任の有無についての判断及びその理由

1 JCHO 事件・NHO 事件の発生阻止に必要な措置を講じる義務に係る取締役の責任の判断 枠組み

会社法上、取締役は、法令を遵守する義務を負っております（会社法 355 条）。したがって、会社又は会社の役職員による具体的な法令違反があり、当該法令違反について取締役に帰責事由（故意又は過失）が認められる場合には、取締役に任務懈怠責任が生じます

(会社法 423 条 1 項)。

親会社の取締役につきましては、親会社の取締役が積極的に子会社の意思形成に関与した場合、親会社の取締役の親会社に対する善管注意義務が問題となり得ます。すなわち、親会社の取締役が、子会社における法令違反となる業務執行や意思決定に積極的に関与することは、子会社における損害の発生に直結する行為であり、その結果、親会社においても損害が生じる可能性が高いことから、親会社に対する善管注意義務違反及び忠実義務違反に該当し得ると考えられます。

したがって、仮に、当社の取締役が、子会社である東邦薬品又は九州東邦における、JCHO 事件・NHO 事件に係る受注調整やその意思決定に自ら積極的に関与している場合（東邦薬品又は九州東邦の兼務取締役として関与している場合を含みます。）には、当社に対して任務懈怠責任を負うことになります。

また、親会社の取締役が子会社の法令違反行為に自ら関与した場合でなくとも、親会社の取締役は、親会社に対する善管注意義務及び忠実義務の一部として、子会社の業務を監督する義務を負う場合があります。例えば、子会社における不適正な行為を認識した場合には、自ら又は取締役会を通じて、あるいは子会社の取締役等に働きかけるなどして、より具体的かつ詳細な調査を行うなどの具体的な対策を講じる義務があるとされています。

もともと、子会社に対する監督義務も過失責任であるため、取締役の責任が肯定されるためには、当該違法な業務執行を発見し、又は発見することができる事情が存在し、かつ、取締役がこれを知り得たことが必要であると考えられます。

さらに、各取締役が負う監督義務の程度につきましては、会社の業務が他の業務担当取締役との間で分担されていることから、いわゆる信頼の原則が適用されます。すなわち、代表取締役は、各業務担当取締役にその担当業務の遂行を委ねることが許され、各業務担当取締役の業務執行の内容につき疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、監督義務懈怠の責任を負うことはありません。また、代表取締役以外の取締役にきましても、業務担当取締役や使用人の業務執行について疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、取締役としての監視義務違反を負うことはありません。この信頼の原則は、子会社に対する監督義務についても妥当すると考えられます。すなわち、グループ内部統制を通じて警告が発せられていない限り、親会社の取締役は、子会社の業務が適正に行われていると信頼することが許されると解されています。

したがって、当社の取締役が、子会社である東邦薬品又は九州東邦における JCHO 事

件・NHO 事件に係る受注調整が行われていることを認識していた場合、又は認識し得た場合には、子会社に対する監督義務として、当該受注調整の発生を阻止するために必要な措置を講じる義務を負うと考えられます。ただし、東邦薬品又は九州東邦における業務執行の適正さについて疑いを持つべき事情を知り得た場合でなければ、当該義務違反を認めることはできません。

2 JCHO 事件の発生阻止に必要な措置を講じる義務の判断について

(1) 各対象取締役等の責任の有無

ア 対象取締役等の関与

東邦薬品においては、当時、JCHO や NHO の傘下病院で使用される医薬品の共同購入のための一般競争入札への対応等の業務は営業統轄本部病院統轄部の業務であり、病院統轄部副部長ないし部長が上記各入札の業務を統括する最終責任者として、それぞれ方針を決定し、担当者に具体的な指示をするなど、上記各受注調整行為を主導する立場にありました。

当時、東邦薬品病院統轄部長を兼任していた馬田明は、営業担当者らから、口頭や書面で入札があることや、入札結果は報告を受けていたものの、入札価格の決定などの過程については、営業担当者に任されており、営業担当者から馬田明には報告しておらず、営業担当者が馬田明から指示を受けたこともありませんでした。

また、当時、東邦薬品代表取締役社長であった枝廣弘巳は、2016 年 JCHO 入札及び 2018 年 JCHO 入札を含む各入札の内容や予定、落札結果などについて、書面で報告を受けていましたが、具体的な入札手続の詳細や受注調整の有無及び内容までは報告を受けていませんでした。

さらに、

も、JCHO 入札について書面により報告を受けていましたが、当該書面には、入札の公告があったことや、入札結果くらいしか記載されておらず、具体的な受注調整の状況等は記載されていませんでした。

そして、本調査における当社からの提出資料においても、対象期間中、当社や東邦薬品の取締役会や監査等委員会・監査役会において、具体的な入札手続の詳細や受注調整の内容が報告されていた形跡は認められず、本調査においてヒアリングを実施した他の対象取締役等も、そのような報告を受けたことがない旨を説明しています。

以上からすれば、枝廣弘巳、馬田明、[REDACTED]のいずれも JCHO 事件の受注調整行為に積極的に関与したことは認められません。

イ 枝廣弘巳

枝廣弘巳は、JCHO 事件の当時、各入札の際、書面で各入札前に、入札公告があったことなどの報告を受け、各入札後に、落札結果などについて報告を受けていましたが、具体的な受注調整の状況についての報告は受けていませんでした。

もっとも、枝廣弘巳の JCHO 事件に係る 2020 年 11 月 24 日付検察官面前調書（以下「枝廣検面調書」といいます。）によれば、枝廣弘巳は、JCHO 事件の当時から、JCHO や NHO が実施する入札などにおいて医薬品 4 大卸などの同業者間で受注調整などを行っているであろうと思っていたこと、2016 年入札・2018 年入札当時、受注調整が行われているであろうと思いつつ、東邦薬品の売上や利益の獲得、受注シェアの確保などを優先する気持ちから、入札担当者やその上司らに対し、受注調整などをしないようにと直接指導したり、そのような行為を防止するために踏み込んだ措置を採ろうとはしなかった旨等の供述をしています。

しかし、本調査のヒアリングにおいて、枝廣弘巳は、受注調整が行われていることの認識はなかった等と説明しており、枝廣弘巳から受けた取調べ状況の説明や枝廣弘巳から提供を受けた当時の取調べ状況を記録した手帳等を踏まえると、枝廣検面調書は、誘導的・威圧的な取調べの下で作成された疑いがあり、枝廣検面調書の信用性は低いものと認められます。

以上からすれば、枝廣弘巳が JCHO 事件当時、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

ウ 馬田明

馬田明は、JCHO 事件の当時、各入札の際、営業担当者から、書面で、各入札前に、入札公告があったことなどの報告を受け、各入札後に、落札結果などについて報告を受けていましたが、具体的な受注調整の状況についての報告は受けていませんでした。

もっとも、馬田明の JCHO 事件に係る 2020 年 11 月 30 日付検察官面前調書 2 通（以下総称して「馬田検面調書」といいます。）によれば、馬田明は、JCHO 事件の当

時から、JCHO や NHO が実施する入札などにおいて医薬品 4 大卸などの同業者間で受注調整などを行っているのではあるかと思っていたこと、そのような受注調整が独占禁止法で禁止された違法な行為であることは認識していましたが、売上や利益、受注シェアの確保を優先し、敢えて入札担当者らに対し受注調整を止めるように指示するなどして、受注調整を止めるような具体的な方策を採らず、放置してきた旨等の供述をしています。

しかし、本調査のヒアリングにおいて、馬田明は、JCHO 事件当時、受注調整が行われているとは思っておらず、もし知っていれば止めていた等と説明しており、馬田明から受けた取調べ状況の説明や当時の馬田明の手帳の記載等を踏まえると、馬田検面調書は、誘導的・威圧的な取調べの下で作成された疑いがあり、馬田検面調書の信用性は低いものと認められます。

以上からすれば、馬田明が JCHO 事件発生当時、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

エ

■■■■■ は、東邦薬品の営業部門に従事していたものの、■■■■■ 地域の営業担当 (■■■■■) であり、また ■■■■■ 地域の営業担当でした。

この点につき、当時の東邦薬品の組織図によれば、■■■■■ は、特定の管掌部署を持っておらず、■■■■■ が、JCHO 事件における受注調整行為を行った病院統轄部を管掌するなどして JCHO の入札の状況を知り得る立場にあったことを裏付ける資料は発見されませんでした。また、本調査のヒアリングにおいても、■■■■■ は、自己の職掌は地方の■■■■■ を主たるターゲットとする営業活動であり、東京の本社にいることはほとんどなかったこと、東邦薬品入社前の時期も含めて、医薬品卸売業界における入札手続に関与した経験はなく、営業部門に属してはいたものの、入札が行われる事案に関するような会議には一切出ていなかったこと等を説明しています。

以上からすれば、■■■■■ が JCHO 事件当時、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

オ [REDACTED]

[REDACTED] は、本調査のヒアリングにおいて、基本的に [REDACTED] の職務のみをしており、当社の取締役 [REDACTED] や東邦薬品の取締役として特定の管掌業務はなく、JCHO の入札の状況を知り得る立場にはなかったと説明しています。また、[REDACTED] は、当社においては取締役 [REDACTED]（[REDACTED] エリア担当）であったものの、[REDACTED] エリア担当の業務としては [REDACTED] エリアの責任者及び [REDACTED] 支社長らが出席する [REDACTED] 支社会議に出席するのみであり、当該会議では個別の入札案件についての議論をしたことはなかったと説明しています。

この点につき、当時の当社及び東邦薬品の組織図によれば、[REDACTED] は特定の部署を管掌しておらず、JCHO 事件における受注調整行為を行った病院統轄部に関するレポートラインには位置していません。その他の点についても [REDACTED] の説明に特に不合理な点は見当たらず、[REDACTED] は、JCHO 事件の入札状況や受注調整について認識し得る立場ではなかったものと認められます。また、[REDACTED] が JCHO 事件の受注調整を認識していたことを示す客観的資料もありません。

以上からすれば、[REDACTED] が JCHO 事件当時、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

カ [REDACTED]

[REDACTED]

また、本調査のヒアリングでは、[REDACTED] は私立大学向けの病院営業を担当しており、独立行政法人等の官公庁向けの病院営業のことは詳しくなかったとの説明もありました。その他にも [REDACTED] が JCHO 事件当時に受注調整を認識していたことを示す客観的資料もありません。

以上からすれば、[REDACTED] が JCHO 事件当時、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

キ

は、本調査のヒアリングにおいて、当社及び東邦薬品の管理本部における自らの職務は主に財務・経理であり、決算処理や売掛金の管理等の業務のために営業部門に業績に関する報告を求めることはあったものの、個別の入札案件を含む営業部門の業務執行について報告を受けたことはなく、JCHO 事件の入札状況や受注調整について報告を受けたことは一切なかったと説明しています。

の説明に特に不合理な点は見当たらず、その他にも が JCHO 事件当時受注調整を認識していたことを示す客観的資料もありません。

以上からすれば、 が JCHO 事件当時、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

(2) 小括

以上のとおり、枝廣弘巳、馬田明、 のいずれについても、JCHO 事件当時、JCHO 事件の受注調整行為に積極的に関与したことは認められず、かつ、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

したがって、いずれの者についても、JCHO 事件当時、JCHO 事件における個々の受注調整行為の有無を調査し、それを阻止する義務が生じていたとは認定できず、当該義務の違反に係る任務懈怠責任は認められません。

3 NHO 事件の発生阻止に必要な措置を講じる義務の判断について

(1) 各対象取締役等の責任の有無

ア 対象取締役等の関与

九州東邦は、当社、東邦薬品、その 100%子会社であるセイエル等とともに共創未来グループを構成しており、グループの中核となる東邦薬品の方針に従う関係にありました。

もともと、九州東邦は、NHO により行われる共同入札への対応方針について、東邦薬品の本社や、他地域の入札担当者と連絡や情報交換をすることはありましたが、九州エリアを対象とした共同入札に関する受注調整の基本方針、すなわち九州エリ

アの会合における各社の取決めにより九州東邦に割り当てられるシェアや、九州東邦がどの医薬品群について受注予定者となるか等について、東邦薬品の指示・命令を受けることはなく、また、東邦薬品と申し合わせを行うこともなく、九州エリアの共同入札については、九州東邦独自の判断で決定していました。

九州東邦において、NHO により行われる共同入札についての価格交渉や入札に関する業務は、九州東邦の病院部が所管しており、NHO が九州エリアを対象として行う共同入札については、病院部長及び病院部課長が担当していました。

九州東邦においても、入札公告や落札結果が書面で報告されていました。また、報告ルートは、現場の営業所から、病院部に FAX され、病院部責任者が九州東邦社内にて情報共有していたとのことであり、九州東邦の常勤取締役が報告されていたとのことですが、当該書面には、入札公告や落札結果程度しか記載されておらず、具体的な受注調整の状況等は記載されていませんでした。また、当該書面による入札公告や落札結果の報告は当社や東邦薬品に対してはされておらず、ただ NHO の入札については同時期に東邦薬品病院統轄部も別エリアについて入札を行っていたため、担当者レベルでの情報共有は行っていたとのことでした。

当時 [] は、下記エのとおり、病院部長や営業本部長から NHO の具体的な入札手続の詳細や受注調整の内容について報告を受けることはなかったと説明しており、その理由も含め、この説明に特に不合理な点は認められません。

また、当時 [] 枝廣弘巳や [] は病院部から書面による報告も受ける立場にありませんでした。また、上記 2 (1) アに記載のとおり、東邦薬品の書面による報告においても入札の公告があったことや、入札結果くらいしか記載されておらず、具体的な受注調整の状況等は記載されていませんでした。

また、当時、当社取締役ないし専務取締役であり、東邦薬品の病院統轄部部長を兼務して、当社において、NHO 事件の入札対応を担当した九州東邦の病院部を統括する東邦薬品の病院統轄部を事実上管掌する立場にあった馬田明においても、九州東邦から東邦薬品の病院統轄部に対して書面による報告は行われておらず、馬田明も書面による報告は受けていませんでした。また、上記 2 (1) アに記載のとおり、東邦薬品の書面による報告においても入札の公告があったことや、入札結果くらいしか記載されておらず、具体的な受注調整の状況等は記載されていませんでした。

また、[REDACTED]においては、九州東邦におけるNHOの入札について一切報告を受けたことがない旨説明していますが、その説明に特に不合理な点は認められません。

さらに、本調査における当社からの提出資料においても、対象期間中、当社や九州東邦の取締役会や監査等委員会・監査役会において、具体的な入札手続の詳細や受注調整の内容が報告されていた形跡は認められず、本調査においてヒアリングを実施した他の対象取締役等も、そのような報告を受けたことがない旨を説明しています。

以上からすれば、枝廣弘巳、馬田明、[REDACTED]のいずれもNHO事件の受注調整行為に積極的に関与したことは認められません。

イ 枝廣弘巳

枝廣弘巳は、NHO事件の当時、九州東邦が参加するNHOの九州エリアの各入札の際、書面で、各入札前に、入札公告があったことなどの報告を受け、各入札後に、落札結果などについて報告を受けていた可能性はありますが、この点、明確な記憶はなく、少なくとも具体的な受注調整の状況についての報告は受けていませんでした。

また、本調査のヒアリングにおいて、枝廣弘巳は、受注調整が行われているとの認識はなかった等と説明していること等を踏まえると、上記2(1)イのとおり、枝廣弘巳の信用性は低いものと認められます。

以上からすれば、枝廣弘巳がNHO事件当時、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

ウ 馬田明

馬田明は、NHO事件当時、当社取締役ないし専務取締役であり、東邦薬品の病院統轄部部長を兼務していましたが、上記アのとおり、九州東邦から東邦薬品の病院統轄部に対して書面による報告は行われておらず、馬田明も書面による報告は受けていませんでした。九州東邦から担当者レベルで情報共有を受けた東邦薬品の病院統轄部から書面による報告を受けていた可能性はあるものの、上記2(1)アに記載のとおり、東邦薬品の書面による報告においても入札の公告があったことや、入札結果くらいしか記載されておらず、具体的な受注調整の状況等は記載されていませんでした。

また、本調査のヒアリングにおいて、馬田明は、NHO 事件当時も受注調整が行われているとは思っておらず、もし知っていれば止めていた旨等を説明していることを踏まえると、上記 2 (1) ウのとおり、馬田検面調書の信用性は低いものと認められます。

以上からすれば、馬田明が NHO 事件当時、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

エ

本調査のヒアリングにおいて、[REDACTED] は、入札業務に関与した経験は入社当初に入札手続の資料作成に関与した程度であり、過去に受注調整に関与したことは一切なく、受注調整に関する報告を受けたことも一切ない旨説明しています。特に、宮城県カルテル事件後、当社の[REDACTED]に着任後は当社グループにおける倫理綱領の内容作成を主導するなど、当社グループにおける法令遵守を推進する活動に従事していたとのことです。

また、本調査のヒアリングにおいて、九州東邦の取締役会において個別の入札の状況について議論されたことはなく、九州東邦の[REDACTED]の職務としても、営業戦略全般（主にメーカーに対する営業戦略）についての指示をするにとどまるとの説明をしています。その理由としては、NHO のような病院の入札案件は、東邦薬品の病院統轄部及び九州東邦の病院部において職人的に対応しており、個別の入札案件について経営陣に報告が行われることは想定されていなかったためとのことです。

[REDACTED]のヒアリングでの説明に特に不合理な点は認められず、客観的な資料に照らしても、九州東邦の取締役会において NHO の入札手続の詳細や受注調整の内容について協議が行われた資料は確認されておらず、九州東邦において使用されていた書面において入札公告や落札結果は報告されていたものの、受注調整を疑わせるような記載は見当たりません。その他にも、[REDACTED]において受注調整が行われていることを認識していたことを示す客観的資料もありません。

以上からすれば、[REDACTED]が NHO 事件当時、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

オ

のヒアリングによれば、に就任した以降は、の業務が主な業務で、を主導していたとのことです。また、当社及び当社グループの業務は、ほとんど行っておらず、東邦薬品や九州東邦の役職はなく、九州東邦の営業部門で業務執行を行ったこともないとのことです。

また、は、NHOの入札の状況について一切報告を受けたことがない旨の説明をしていますが、当該説明に特に不合理な点は見当たらず、がNHO事件の受注調整を認識していたことを示す客観的資料もありません。

以上からすれば、がNHO事件当時、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

カ

は、NHO事件に関連して九州東邦の病院部や東邦薬品の病院統轄部に関するレポートラインには位置していないものと認められます。

は、NHOの入札に参加していることも明確には認識しておらず、JCHO事件と同様に、NHOの入札の状況について一切報告を受けたことがない旨の説明をしていますが、当該説明に特に不合理な点は見当たらず、がNHO事件の受注調整を認識していたことを示す客観的資料もありません。

以上からすれば、がNHO事件当時、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

キ

は九州東邦においては取締役であり、NHO事件の営業担当部署であった九州東邦の病院部や病院部を所管する営業本部から報告を受ける立場ではな

かったと考えられ、NHO 事件当時の九州東邦の組織図においても、そのような立場であったことは何われず、その他にも、[REDACTED] が NHO 事件時に受注調整を認識していたことを示す客観的資料もありません。

以上からすれば、[REDACTED] が NHO 事件当時、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

(2) 小括

以上のとおり、枝廣弘巳、馬田明、[REDACTED] のいずれについても、NHO 事件当時、NHO 事件の受注調整行為に積極的に関与したことは認められず、かつ、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

したがって、いずれの者についても、NHO 事件当時、NHO 事件における個々の受注調整行為の有無を調査し、それを阻止する義務が生じていたとは認定できず、当該義務の違反に係る任務懈怠責任は認められません。

4 内部統制システム構築義務に係る取締役の責任の判断枠組み

(1) 基本的な整理

会社法上、当社のような大会社かつ監査等委員会設置会社である会社の取締役会は、子会社を含む企業グループの業務の適正を確保するために必要な体制である内部統制システムの整備の決議をする義務を負い（会社法 362 条 4 項 6 号、5 項、399 条の 13 第 1 項 1 号ロ・ハ、2 項）、取締役は、善管注意義務・忠実義務を尽くして、取締役会の決議に基づき、具体的な内部統制システムを構築する義務を負います。

具体的な内部統制システム構築義務として、どの程度の体制を整えておくべきかについては、判例は、通常想定される不正行為を防止し得る程度の管理体制を整えており、同様の手法による不正行為が行われたことがあったなど不正行為の発生を予見すべきであったという特別な事情がない場合には、取締役の内部統制システム構築義務違反を否定しています。

本件では、JCHO 事件・NHO 事件は当社の子会社である東邦薬品・九州東邦を対象とした企業グループの内部統制システムの構築・運用が問題となるところ、子会社を対象とする企業グループの内部統制システムの構築・運用にあたっては、子会社の重要性、

子会社の独立性の尊重等の要素の総合考慮が必要であることから、親会社の取締役には幅広い裁量が認められ、経営判断の原則が適用されると考えられます。したがって、親会社の取締役による内部統制システムの構築・運用に著しく不合理な点がなければ、親会社の取締役は任務懈怠責任を負いません。

取締役会において決議した内部統制システムの基本方針に従って各取締役が行う具体的な内部統制システムの構築・運用については、業務執行を担当する各取締役により分担することになるため、各取締役の管掌業務に照らして任務懈怠の有無を検討する必要があります。その際、上述のとおり、具体的な内部統制システムの構築・運用においては子会社の重要性や子会社の独立性の尊重等の多様な要素を考慮することが許されていることから、グループにおける当該子会社の重要性や独立性の尊重の必要性に応じて、当該子会社において整備させるべき内部統制システムの内容や、親会社取締役に求められるコントロールの程度も異なることに留意が必要です。

また、具体的な内部統制システムの構築・運用についても信頼の原則が適用されます。したがって、他の担当取締役の職務執行が違法であることを疑わせる特段の事情が存在しない限り、担当取締役の職務執行が適法であると信頼することには正当性が認められ、他の担当取締役に対する監視義務を内容とする善管注意義務違反に問われることはありません。

さらに、子会社の取締役等を兼務している取締役については、子会社の取締役等の地位において認識し、又は認識し得た事情を踏まえて内部統制システム構築・運用義務ないし監視義務を履行することが求められるものと考えられます。

(2) 本件における責任の検討枠組み

以上の整理を踏まえ、本件においては、以下の順に検討を行いました。

- ① 当社（当時の商号は東邦薬品）は2003年に宮城県カルテル事件において課徴金納付命令を受けたことから、宮城県カルテル事件後の再発防止策の概要の確認
- ② JCHO 事件・NHO 事件発生当時の当社による当社子会社のコンプライアンス体制の管理体制の確認
- ③ JCHO 事件・NHO 事件発生当時の東邦薬品の独占禁止法に関するコンプライアンス体制の確認
- ④ JCHO 事件・NHO 事件発生当時の九州東邦の独占禁止法に関するコンプライア

ンス体制の確認

- ⑤ 各取締役の責任の有無についての検討

5 JCHO 事件・NHO 事件発生当時の内部統制システムについて

(1) 宮城県カルテル事件後の再発防止策の概要

当社(旧東邦薬品)は、宮城県カルテル事件を受け、各種会議体での法令遵守の周知、社内勉強会等の再発防止策を講じました。

(2) JCHO 事件・NHO 事件発生当時の当社による当社子会社のコンプライアンス体制の管理体制

ア 宮城県カルテル事件の再発防止策の継続

- ① 「共創未来グループ倫理綱領」の制定並びに全社員への配布及び事業所内の備置により、全社員への周知を継続していました。
- ② 各種会議体において、法令を遵守した営業活動の周知徹底を継続して行いました。

イ JCHO 事件・NHO 事件発生当時の体制の概要

JCHO 事件・NHO 事件発生当時において、当社は、当社の取締役会において決議された内部統制システムの基本方針に基づき、以下のような当社子会社のコンプライアンス体制を管理する体制を構築していました。

- ① 各種会議体における独占禁止法を含む法令を遵守した営業活動の徹底の確認等
- ② 当社取締役の重要な子会社の取締役兼任による子会社の業務執行状況の取締役会への報告体制の構築
- ③ 子会社の業務執行についての決裁基準の整備、グループ経営委員会における協議・報告及び取締役会における付議・報告
- ④ グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会の設置によるグループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントの推進
- ⑤ 子会社に対する、共創未来グループ倫理綱領に定める、倫理規範に基づく行動基準の実践を徹底させる啓発活動の実施
- ⑥ グループ監査室による子会社に対する定期的な内部監査の実施
- ⑦ 子会社社員からの通報も対象とする内部通報制度の整備

⑧ 独占禁止法に関する相談窓口の設置

上記等からすれば、JCHO 事件・NHO 事件発生当時、当社においては、通常想定されるリスクに対応する子会社のコンプライアンス体制を管理する体制が構築されていたものと認められます。

(3) JCHO 事件発生当時の東邦薬品の独占禁止法に関するコンプライアンス体制の概要

東邦薬品においては、JCHO 事件発生当時、上記 (2) イのほかに、以下のような独占禁止法に関するコンプライアンス体制が構築されていました。

- ① 当社グループ監査室の東邦薬品各営業部等に対する定期監査における独占禁止を含めた法令遵守等の確認
- ② 独占禁止法のコンプライアンスに関する社内規程等の制定
- ③ 役職員による独占禁止法を含むコンプライアンスに関する社外研修への参加
- ④ 独占禁止法のコンプライアンスに関する社内規程における、同規程違反が懲戒処分や損害賠償請求の対象となり得ることの明記
- ⑤ 独占禁止法のコンプライアンスに関する社内規程における、同業他社との接触ルールの制定
- ⑥ 独占禁止法のコンプライアンスに関する社内規程における、違反行為があった場合の社員の報告義務
- ⑦ メールチェックシステムの運用
- ⑧ 社内規定における、経営上のリスクが発生した場合の対策本部の設置等の有事対応の制定

上記等からすれば、JCHO 事件発生当時、東邦薬品においては、通常想定されるリスクに対応する独占禁止法に関するコンプライアンス体制は構築されていたものと認められます。

(4) NHO 事件発生当時の九州東邦の独占禁止法に関するコンプライアンス体制の概要

九州東邦においては、NHO 事件発生当時、上記 (2) イのほかに、以下のような独占禁止法に関するコンプライアンス体制が構築されていました。

- ① 当社グループ監査室の九州東邦に対する定期監査におけるコンプライアンスを目標に掲げていること等の確認

- ② 独占禁止法の遵守も定めた共創未来グループ倫理綱領の全社員に対する周知徹底
- ③ 営業幹部による外部の独占禁止法に関する研修会への参加
- ④ 東邦薬品のグループ・コンプライアンス・リスク管理委員会における、九州東邦のコンプライアンス委員会の活動状況の報告等
- ⑤ メールチェックシステムの運用

上記等からすれば、NHO 事件発生当時、九州東邦においては、通常想定されるリスクに対応する独占禁止法に関するコンプライアンス体制は構築されていたものと認められます。

なお、九州東邦の独占禁止法に関するコンプライアンス体制には、東邦薬品と異なる点があるものの、親会社による子会社の内部統制のレベルは、その子会社の規模やグループにおける重要度に応じて親会社による監督の内容及び程度が異なることから、子会社ごとに差異があることが直ちに問題となるものではありません。当社グループにおいて、東邦薬品は、当社グループの売上げの多くを占め、医薬品卸売事業の中核企業であるのに対し、九州東邦は、そのような子会社ではないことから、当社による東邦薬品と九州東邦に対する監督の内容及び程度に違いがあることに不合理な点はなく、当社による九州東邦の内部統制システムには問題はないものと考えられます。

(5) 小括

以上のとおり、当社においては、JCHO 事件・NHO 事件発生当時において、通常想定されるリスクに対応する子会社のコンプライアンス体制を管理する体制が構築されていたものと認められ、東邦薬品及び九州東邦においても、JCHO 事件・NHO 事件発生当時において、通常想定されるリスクに対応する独占禁止法に関するコンプライアンス体制が構築されていたものと認められます。

6 JCHO 事件・NHO 事件発生当時の内部統制システム構築義務に係る取締役の責任の判断

(1) 各対象取締役等の責任の有無

ア 枝廣弘巳

枝廣弘巳は、九州東邦については、非常勤取締役を兼務していたに過ぎないことから、当社において、事実上も、NHO 事件の当事会社である九州東邦を管掌する立場

にあったとまではいえないものと考えられます。また、枝廣弘巳は、上記 2 (1) イのとおり、本調査のヒアリングにおいて、受注調整が行われているとの認識はなかった等と説明していること等を踏まえると、枝廣検面調書の信用性は低いものと認められます。

以上からすれば、枝廣弘巳が JCHO 事件・NHO 事件当時の独占禁止法に関するコンプライアンス体制の下においても受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

イ 馬田明

馬田明は、上記 2 (1) ウのとおり、本調査のヒアリングにおいて、JCHO 事件・NHO 事件時も受注調整が行われているとの認識はなかった等と説明していること等を踏まえると、馬田検面調書の信用性は低いものと認められます。

以上からすれば、馬田明が JCHO 事件・NHO 事件当時の独占禁止法に関するコンプライアンス体制の下においても受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

ウ 上記以外の対象取締役等の責任の有無

上記 2 (1) 及び上記 3 (1) のとおり、[REDACTED] [REDACTED] について、JCHO 事件・NHO 事件発生当時、受注調整が行われていたことを認識し、又は認識し得たとまでは認められません。

また、[REDACTED] [REDACTED] についても、いずれもその職掌上、病院統轄部や九州東邦を所掌する立場にはなく、上記 2 (1) ア及び 3 (1) アのとおり、書面により入札公告や落札結果が報告されていたにとどまることや、当社、東邦薬品及び九州東邦の取締役会等において入札手続の詳細や受注調整の内容が報告されていた形跡は認められないこと等からすれば、自らの取締役等としての職務の中で病院統轄部や九州東邦で行われる入札案件について特別な事情を認識し得る立場にあったとは認められませんし、これらの元取締役はいずれも、本調査のヒアリングにおいて、JCHO 事件・NHO 事件発生当時、受注調整が行われていたことを認識していなかったと説明しており、かつ、本調査の限りにおいては、これらの元取締役は受注調整が行われていたことを

認識し得たことを示す証拠も発見されていません。

したがって、枝廣弘巳、馬田明、[REDACTED]
[REDACTED]以外の対象取締役等について、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たという特別な事情がなかった以上、信頼の原則が適用され、受注調整行為を防止し得る独占禁止法に関するコンプライアンス体制を構築する義務（コンプライアンス体制が運用されているかを監視する義務を含む。）に違反していたとは認められません。また、上記で述べたとおり、コンプライアンス体制を含む内部統制システムについて判例に照らしても一応の水準にあることが認められる以上、対象取締役等のうち[REDACTED]
[REDACTED]についても、[REDACTED]尽くすべき注意義務に懈怠があったことを窺わせる事情も認められません。

(2) 小括

以上のとおり、提訴請求者が指摘する対象取締役等のいずれについても、JCHO 事件・NHO 事件当時の独占禁止法に関するコンプライアンス体制の下においても受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまでは認められないことから、いずれについても、想定外のリスクを予見すべき特別な事情があったとは認められず、JCHO 事件・NHO 事件発生当時において、両事件の防止に係る内部統制システムの構築・運用義務又は内部統制システムの構築・運用の監視にあたって尽くすべき注意義務の違反があったとは認められません。

7 総括

会社が株主から責任追及等の提訴請求を受けた場合に、提訴するか否かの検討にあたっては、①勝訴の可能性、②提訴の必要性、③損害の程度、④損害の回収可能性、⑤会社の人的・時間的・金銭的負担等が勘案要素になると考えられます。

まず、①勝訴の可能性について検討すると、上記 1 ないし 6 において詳述したとおり、対象取締役等のいずれについても、JCHO 事件及び NHO 事件当時、両事件における個々の受注調整行為の有無を調査し、それを阻止する義務が生じていたとは認定できませんし、内部統制システムの構築・運用義務の違反に係る任務懈怠責任も認められません。したがって、対象取締役等に対し責任追及の訴えを提起した場合に、善管注意義務違反が認められ、当社

が勝訴する可能性は低いものと合理的に判断できます。また、本調査の結果を踏まえると、仮に責任追及の訴えを提起した場合には、JCHO 事件及び NHO 事件当時の取締役の善管注意義務違反を立証するための主な証拠は、実質的には枝廣検面調書及び馬田検面調書であるところ、両調書の信用性が低いことは、上記 2 で認定したとおりであり、立証に十分な証拠が存在するとは言い難いといえます。

次に、②提訴の必要性については、以上のように対象取締役等の善管注意義務違反が認められないことからすれば、本件において提訴の必要性が高いとはいえません。

このほか、③損害の程度及び④回収可能性については、仮に対象取締役等の善管注意義務違反が認められた場合の損害額は多額となり、勝訴可能性も加味するならば当該損害額を全額回収することができる可能性は低いと考えられます。

また、⑤責任追及の訴えを提起した場合には、当社において当該訴えに対応するための人的・時間的負担は小さなものではなく、弁護士費用等の相応の金銭的支出も必要になります。

以上のとおり、仮に責任追及の訴えを提起した場合、勝訴の可能性は低く、仮に勝訴したとしても損害の回収可能性は低いことに加え、訴えの提起に伴う当社における人的・時間的・金銭的負担は小さくないこと等を総合的に考慮した結果、当社監査等委員会は、提訴請求者が請求する責任追及の訴えを提起すべきではないと考えます。

第 3 結論

以上より、当社は、本件請求対象者の責任を追及する訴えを提起しませんので、その旨本書をもって通知します。

草々